

Ⅶ 契約特定野菜等安定供給促進事業

契約特定野菜等安定供給促進事業（以下「契約特定野菜等事業」といいます。）は、「Ⅴ契約指定野菜安定供給事業」と同様の趣旨で、平成14年の野菜法の改正により創設された事業です。

1. 事業の概要

この事業は、機構が野菜法第14条の規定に基づき、県法人が契約特定野菜等安定供給事業を実施する場合に特定野菜等供給産地育成価格差補給事業（以下「特定野菜等事業」といいます。）と同様に助成金を交付する事業です。

この事業の対象とする野菜、産地、共同出荷組織等は特定野菜等事業と同じで、事業内容は契約指定野菜安定供給事業に準じています。価格差補給交付金等交付事業（以下「価格低落タイプ」といいます。）、出荷調整補給交付金等交付事業（以下「出荷調整タイプ」といいます。）及び数量確保費用交付金交付事業（以下「数量確保タイプ」といいます。）から成り立っています。

2. 事業の仕組み

（1） 契約の締結

県法人は、あらかじめ共同出荷組織等が作成し、県知事の承認を受けた当該特定野菜等の供給計画に則して、当該共同出荷組織等と当該対象特定野菜等について、書面により、交付予約数量、負担金等について、価格差補給交付金等、出荷調整補給交付金等又は数量確保費用交付金の交付に関する契約を締結することになっています。

この際に、共同出荷組織等は、実需者等との間の契約書の写しの他、出荷計画、契約取引に関与する生産者一覧（農協等一覧）、事業に係る調査等に関する協力文書等を添付してください。

また、事業のタイプを次の中から選択してください。

- ア. 価格低落タイプ
- イ. 出荷調整タイプ
- ウ. 数量確保タイプ
- エ. アとイの組合せ

オ. イとウの組合せ

なお、供給計画は、特定野菜等事業に準じ次の事項について定めるものです。

- (ア) 月別生産計画に関する事項
- (イ) 契約取引・非契約取引別及び旬別の出荷計画に関する事項
- (ウ) 対象出荷期間別の交付予約計画数量に関する事項
- (エ) 共同販売の推進に関する事項（相当規模生産者を除く。）
- (オ) その他生産及び出荷の合理化、計画化その他近代化に関する事項

(2) 実需者等との取引契約の締結

共同出荷組織等は、県法人への交付予約の前に、実需者等との契約（以下「取引契約」といいます。）の締結を済ませておいてください。

この取引契約の契約書には、契約の対象となる特定野菜等の種類、特定野菜等の供給期間、契約数量、契約価格、数量確保タイプでは数量に不足が生じた場合における当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の供給に関する事項等を定めることが必要になります。

(3) 交付準備金の積立て

ア. 交付準備金の積立ては県法人で行います。

イ. 契約特定野菜等安定供給促進助成金を含む資金造成の負担割合は、共同出荷組織等（1／3）、県（1／3）、国（1／3）です。

(4) 機構による事業の発動指標の公表

機構は、平均取引価額（全国10ヶ所の中央卸売市場の卸売価格の全国平均）を算定し、これを発動指標として、以下のタイプごとに交付金が交付される基準を満たしているか否かをインターネットを通じて公表しています。

機構のホームページのアドレスは、次のとおりです。

【<http://www.alic.go.jp/operation/vegetable/stability-price.html>】

ア. 「価格低落タイプ」の発動要件

旬ごとに、当該旬の平均取引価額が保証基準額を下回ること。

イ. 「出荷調整タイプ」の発動要件

日ごとに、その前日の平均取引価額が発動基準額を下回ること。

ウ. 「数量確保タイプ」の発動要件

旬ごとに、当該旬の平均取引価額が指標価額を上回ること。

| | |
|--------|----------------|
| 基準価格 | : 過去の卸売価格の平均価格 |
| 保証基準額 | : 基準価格の90% |
| 発動基準価額 | : 基準価格の70% |
| 指標価額 | : 基準価格の130% |

(5) 交付申請書の審査

ア. 県法人は、対象出荷期間終了後、共同出荷組織等から交付申請書を受け付けます。

イ. 県法人は交付金等の交付申請書を審査します。

対象数量、交付金単価、発動要件を満たす時期の出荷等であるか等を、販売実績集計表等で確認します。

(ア) 価格低落タイプの場合

・県法人は、販売実績集計表等により、実際の取引価額が低落しているか、指標となる市場の価格と連動性があるか等を確認します。

(イ) 出荷調整タイプの場合

・県法人は販売実績集計表等により、出荷数量等を確認します。

・県法人は出荷調整等が適切に行われたかを確認します。

(ウ) 数量確保タイプの場合

①共同出荷組織等が自らの市場出荷分を契約数量分の不足分に充当（仕向先変更）した場合は、販売実績集計表等により、市場出荷の計画数量と実績数量を確認します。

②県法人は、共同出荷組織等が仕向先変更をしてもなお契約数量を満たせず、その不足分を市場等から購入して充当した場合は、販売実績集計表等により、当該特定野菜等を市場等から購入したこと、生産者が生産した対象特定野菜等を実需者等に出荷していること、生産者が市場等か

ら購入した当該特定野菜等を実需者等に出荷したこと等を確認します。

(6) 県法人による交付金等の交付

県法人は、交付金等の交付申請書の審査の結果、適当であると認められる場合には、共同出荷組織等に対して、タイプごとに次のとおり、交付金等を交付します。

ア. 価格低落タイプの場合

保証基準額と平均取引価額（又は最低基準額）との差額の9割を交付金単価として、旬別の実需者へのお荷数量（旬別のお荷数量の合計が交付予約数量を上回る場合は、交付予約数量を各旬に按分した数量）を乗じて得た額を交付します。

イ. 出荷調整タイプの場合

基準価格か契約価額のいずれか低い額の4割を交付金単価として、出荷調整した数量（出荷調整相当数量（発動旬のお荷調整相当数量の合計が交付予約数量を上回る場合は、交付予約数量を各発動旬に按分した数量））を乗じて得た額を交付します。出荷調整相当数量の算定は、V契約指定野菜安定供給事業の5の（2）のイを参照してください。

ウ. 数量確保タイプの場合

（ア）①市場に出荷する予定のものを契約取引に回した場合（仕向先変更）には、平均取引価額と契約価額の差額の7割を交付金単価とします。②仕向先変更をしても充足できず、市場等から購入した場合には、実際の購入価額と契約価額の差額の9割を交付金単価とします。なお、補てんの上限となる購入限度価額は、旬ごとに契約価額の150%、200%、300%、400%の選択です。

このようにして算出した交付金単価に、①の場合は、充当見込相当数量（発動旬の充当見込相当数量の合計が交付予約数量を上回る場合は、交付予約数量を各発動旬に按分した数量）を、②の場合は、購入数量（発動旬の購入数量の合計が「交付予約数量から充当見込相当数量を控除した数量」を上回る場合は、「交付予約数量から充当見込相当数量を控除した数量」を各発動旬に按分した数量）をそれぞれ乗じて得た額を交付します。充当見込相当数量の算定は、V契約指定野菜安定供給事業の5の（2）のウを参照してください。

なお、各タイプの交付予約数量の按分は、V契約指定野菜安定供給事業の

5の(2)のAからUまでを参照してください。

(7) 県法人による調査等の実施

- ア. 県法人は、契約の内容、交付金の交付状況に関する確認及び調査のため、共同出荷組織等や実需者から資料その他の情報の提供を求めることができることとなっています。
- イ. 県法人は、不正受給が発覚した場合には不正受給者の公表等のペナルティ措置を採ることができることとなっています。

3. 契約特定野菜等安定供給促進事業実施計画の認定

県法人は、対象事業（タイプ）ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの業務対象年間、交付予約数量、共同出荷組織等別準備金総額、交付準備金額及びその拠出者別交付準備金額並びに共同出荷組織等別必要造成額、さらには契約特定野菜等安定供給促進助成金の交付限度額等を記載した契約特定野菜等安定供給事業実施計画書を機構の業務方法書実施細則別記様式第26号により作成し、業務対象年間の最初の年の対象出荷期間の開始の日の前日の20日前の日又は契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知。以下「契約特定野菜等事業実施要領」といいます。）第4の2の補給交付金等の交付に関する契約の締結若しくは変更の期限から10日後の日のいずれか遅い日までに機構に提出し、その認定を受けることとなっています。

実施計画の提出に当たっては、県法人と共同出荷組織等との間で締結された補給交付金等の交付に関する契約書又は共同出荷組織等からの申込書とそれに対する県法人からの承諾書の写し等を添付することとなっています。

機構は、実施計画の内容が契約特定野菜等事業実施要領の定めるところに適合していると認めるときは、当該実施計画を認定し、その旨を当該県法人に通知します。

業務対象年間の第2年度目以降において、交付予約数量の増加又は契約特定野菜等事業実施要領第4の2の(1)の規定に基づく供給計画などの変更に伴い、実施計画が変更されたときは、その変更計画を実施計画の作成方法に準じて作成し、機構に提出しなければなりません。この場合の提出期限は、当該業務区分に係る対象出荷期間の開始の日の前日の20日前の日又は補給交付金等の交付に関する契約の締結若しくは変更の期限から10日後のいずれか遅い日までとなっています。

4. 契約特定野菜等安定供給促進助成金の交付の申請

県法人は、機構の認定を受けた実施計画に基づき共同出荷組織等に対して補給交付金等を交付しようとするときは、契約特定野菜等安定供給促進助成金交付申請書を作成し、機構に提出することになります。

交付申請書には、契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱（以下「契約特定助成金交付要綱」といいます。）別紙様式第1号により、対象事業（タイプ）ごと、対象特定野菜等の業務区分ごと、共同出荷組織等ごとの、当該業務区分に係る交付申請金額及びその積算の基礎となる交付予約数量、交付対象数量並びに補給交付金等金額、さらには、交付準備金額及び必要造成額、その他必要な事項等を記載することとなっています。

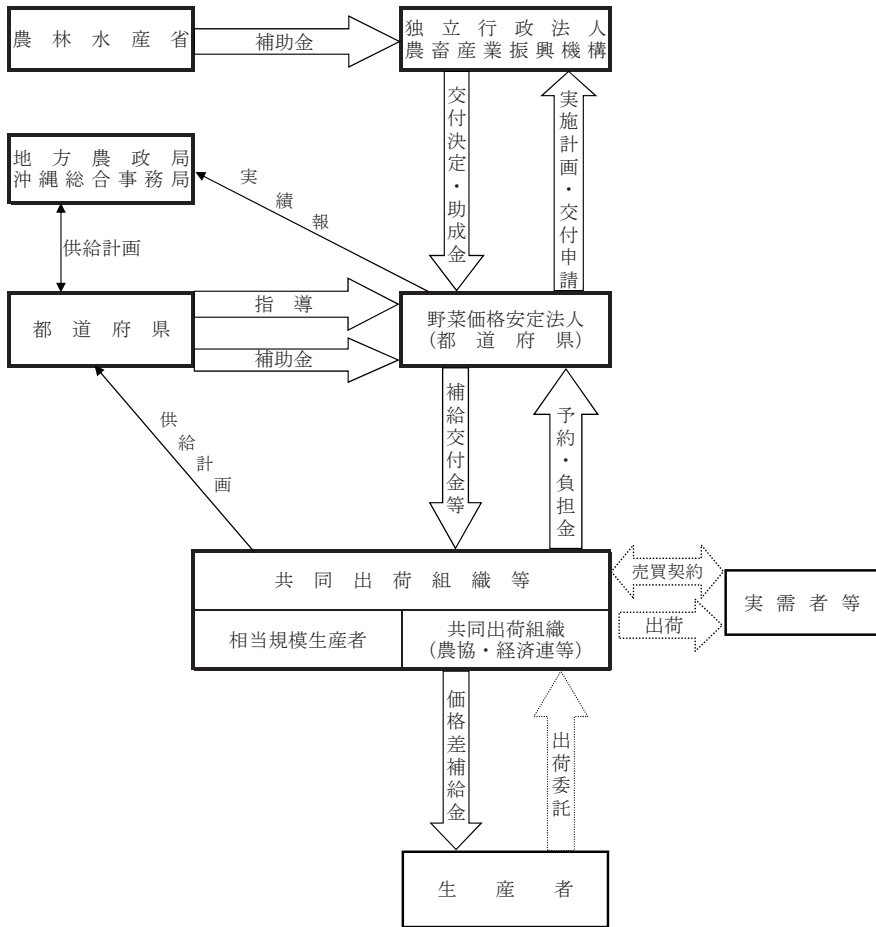
交付申請書の申請期限は、対象出荷期間の終了後3ヵ月以内となっています。機構は、交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、当該県法人に対して助成金を交付します。

5. 報 告 等

県法人は、助成金の申請を行った業務区分に係る補給交付金等の交付を終了したときは、遅滞なく、契約特定助成金交付要綱別紙様式第3号により機構に報告することとなっています。また、毎年度、本事業の実績も機構に報告することとなっています。

このほか県法人は、事業の実施状況を「契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について」（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知）の別記様式第5号で定める様式により、地方農政局長に報告することとなっています。

第VⅡ-1図 事務手続きの流れ



対象野菜

(特定野菜)以下の35品目

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、
 ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、
 セルリー、そらまめ(乾燥したものを除く。)、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、
 ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン(温室メロンを除く。)、やまのいも、れんこん(29品目)
 (うち特認野菜6品目)

オクラ、ししとうがらし、にがうり、らっきょう、わけぎ、みょうが

(指定野菜)

指定野菜のうちたまねぎ及びばれいしょを除く12品目(ただし、複合地区及び野菜指定産地育成
 計画を樹立した地区及び中山間地域にあっては、指定野菜14品目)